

■議案第29号 四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

【要旨】

子育て支援拠点事業は、窪川地域、大正地域、十和地域のそれぞれで行っていますが、大正地域は認定こども園に、十和地域は昭和保育所に併設しているため、単独で設置している窪川地域子育て支援センターについてのみ設置条例を制定しています。

併設している大正地域及び十和地域の子育て支援センターについても条例で明確に位置付け、業務を実施することが適当であることから、今回の機構改革に伴う例規の改正に合わせて条例を改正するものです。

【改正内容】

条例の名称を「四万十町地域子育て支援センター条例」に改めるとともに、第2条に大正地域子育て支援センター及び十和地域子育て支援センターの名称及び位置を加えます。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
四万十町地域子育て支援センター条例 (設置) 第1条 子供を安心して産み育てる環境づくりを推進するとともに、地域及び関係機関と連携を図り、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、四万十町地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		四万十町窪川地域子育て支援センター条例 (設置) 第1条 子供を安心して産み育てる環境づくりを推進するとともに、地域及び関係機関と連携を図り、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、四万十町窪川地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町 826 番地 1	四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町 826 番地 1
四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正 385 番地 1		
四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和 416 番地 4		

【施行期日】

令和2年4月1日